平成 24 年 12 月 4 日

各　位

会社名　ブラザー工業株式会社
代表者名　代表取締役社長　小池　利和
（コード番号：6448　東証・名証第一部）
問合せ先　　コーポレートコミュニケーション部長　加藤　和利
（TEL 052-824-2072）

株式会社ニッセイ株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

ブラザー工業株式会社（以下、「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、本日開催の取締役会において、株式会社ニッセイ（コード番号：6271　東証・名証各第二部、以下、「対象者」といいます。）の株式を公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

１．買付け等の目的等

（１）本公開買付けの概要

当社は、現在、対象者の普通株式（以下、「対象者株式」といいます。）6,523,267 株（対象者が平成 24 年 11 月 14 日に提出した第 105 期第２四半期報告書（以下、「本四半期報告書」といいます。）に記載された平成 24 年９月 30 日現在の対象者の発行済株式総数（29,194,673 株）から本四半期報告書に記載された平成 24 年９月 30 日現在対象者が所有する自己株式数（1,460,400 株）及び単元未満株式数（24,873 株）を除いた株式数（27,709,400 株）に対する割合（以下、「所有割合」といいます。）23.54%（小数点以下第三位四捨五入。以下、比率の計算において、他の取扱いを定めていない限り同様です。））を所有し、対象者を持分法適用関連会社とする対象者の筆頭株主であります。この度、当社は、本日開催の取締役会において、当社による対象者の連結子会社化を目的として、本公開買付けを実施することを決議いたしました。

本公開買付けにおいては、対象者を連結子会社化することを目的とするものであることから、買付予定数の下限を 7,608,500 株（所有割合 27.46%。なお、本公開買付けにより当該 7,608,500 株の買付け等を行った後に当社が所有することになる対象者株式は 14,131,767 株（所有割合 51.00%）。）としており、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下、「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（7,608,500 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

また、当社は、本公開買付け成立後も引き続き対象者株式の上場を維持しながら資本関係をできる限り強化する方針であることから、買付予定数の上限を 10,162,200 株（所有割合 36.67%。なお、本公開買付けにより当該 10,162,200 株の買付け等を行った後に当社が所有することになる対象者株式は 16,685,467 株（所有割合 60.22%）。）と設定しております。これは、本公開買付け後に当社及び特別関係者の所有することとなる対象者株式の合計が、最大でも 18,012,172 株（所有割合 65.00%）を超えないよう、かかる株式数から平成 24 年９月 30 日現在の当社の所有する対象者株式 6,523,267 株（所有割合 23.54%）及び特別関係者の所有する対象者株式 1,326,705 株（所有割合 4.79%）を控除して得られた数値です。従って、応募株券等の総数が買付予定数の上限（10,162,200 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わず、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含み、以下、「法」といいます。）第 27 条の 13 第５項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平

成２年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含み、以下、「府令」といいます。）第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

なお、対象者によって公表された本日付「ブラザー工業株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」と題するプレスリリース（以下、「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者の取締役会は、当社からの本公開買付けの提案を受け、対象者の企業価値向上に関する検討、当社の意向、日比谷監査法人より取得した対象者の株式価値算定書、シティユーワ法律事務所から得た法的助言その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件、対象者が当社の連結子会社となることによるシナジー効果等を総合的に考慮し、慎重に協議及び検討した結果、当社のグローバルネットワークの活用、当社による中国における生産活動の支援、当社との新規事業の共同開発の推進、当社からの部品調達の拡大といったシナジー効果を得ることが対象者にとっての最善の選択であり、対象者の企業価値を高め、ひいては株主価値向上に資するものと判断し、平成 24 年 12 月４日開催の取締役会において、長谷川友之氏を除く取締役６人の全員一致で、本公開買付けに賛同する旨の決議をしたとのことです。

もっとも、本公開買付けは対象者の株主の皆様に対象者株式の売却の機会を提供するものではありますが、対象者の株主の皆様が本公開買付けに対しその保有する対象者株式を応募することを希望しない場合にはこれに応募しないことができるものです。また、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図したものではなく、現時点において、本公開買付け後も引き続き対象者株式を株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）又は株式会社名古屋証券取引所（以下、「名古屋証券取引所」といいます。）において売却する機会が維持されることになります。これらの点から、対象者取締役会は、日比谷監査法人より取得した株式価値算定書に照らせば、買付価格は妥当と考えられるものの、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることも、あわせて決議したとのことです。

なお、対象者の社外取締役である長谷川友之氏は、当社の執行役員を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、対象者の取締役会におけるすべての本公開買付けに関する議題の審議及び決議に参加しておらず、また、対象者の立場において本公開買付けに関する当社との協議・交渉には参加していないとのことです。

（２）本公開買付けを実施する背景及び理由並びに本公開買付け後の経営方針

当社は、明治 41 年にミシンの修理業で創業し、昭和９年に日本ミシン製造株式会社として設立されました。創業から一世紀以上にわたり、時代の変化を捉え、独自の製品やサービスを提供しております。現在ではプリンターや複合機といった情報通信機器等の製造・販売を行う「プリンティング・アンド・ソリューションズ事業」、家庭用ミシン等の製造・販売を行う「パーソナル・アンド・ホーム事業」、工業用ミシン及び工作機械等の製造・販売を行う「マシナリー・アンド・ソリューション事業」並びに業務用カラオケ機器の製造・販売・サービス提供及びコンテンツ配信サービス等を行う「ネットワーク・アンド・コンテンツ事業」の、主として４事業分野を展開しております。これらに加えて、主力事業である情報通信機器とクラウドを連携させる新たな Web サービスを展開し、当社製品の価値を更に高めることで、事業規模の拡大を図っております。また、昭和 29 年に米国に販売会社を設立して以降、積極的に海外展開を行い、現在 40 以上の国と地域に拠点を置き、グローバルに事業活動を行っております。

当社グループは更なる成長に向け、中長期ビジョン「Global Vision 21」を策定し、以下の目指すべき３つの項目を掲げております。

- 「グローバルマインドで優れた価値を提供する高収益体質の企業」になる
- 独自の技術開発に注力し「傑出した固有技術によってたつモノ創り企業」を実現する
- 「“At your side.”な企業文化」を定着させる

また、当社は、「Global Vision 21」の実現に向けたロードマップとして中期戦略「CS B2015」を策定

し、最終年度の平成 27 年度における業績目標を売上高 7,500 億円、営業利益 580 億円としております。各事業とも成長戦略を推進し、ターゲットとする事業領域・カテゴリーでの競争力強化によるシェア拡大、新興国における事業強化を図っております。また一方で、新規事業の育成・確立に向けた取り組みを強化しており、これらの一環として、M&A やアライアンスの機会を積極的に探索しております。これにより、現在の、ハードウェアを中心としたビジネスに留まらず、部品事業やサービス・ソリューションビジネスの展開など、既存の事業ポートフォリオをより幅広いものへと拡充し、当社グループの経営基盤を一層強化していく方針です。

一方、対象者は、戦時中の昭和 17 年に、国内では生産が難しいとされていたミシン針や、ミシン部品を当社に製造供給する目的で、名古屋市瑞穂区に「日本ミシン針製造株式会社」として設立されました。その後、歯車及び減速機事業へとコア事業を転換し、独自の発展と成長をしております。昭和 60 年に名古屋証券取引所市場第二部へ、また、平成 15 年には東京証券取引所市場第二部への株式上場を果たしました。当社は、昭和 40 年に対象者の発行済株式総数の 16.67%にあたる株式を取得して以来、対象者の株主として、対象者との間に資本関係を構築してまいりました。

その後、小型ギアモータをはじめとする減速機事業において、豊富な製品バリエーションや特注品対応力を有するとともに、歯車事業における各種小型歯車生産力や一貫生産能力などを強みとすることで、顧客からの支持を得て、業績は堅調に推移しております。

このような状況にある一方、対象者が属す業界においては、国内市場の成長が鈍化する反面、中国をはじめとする新興国における産業機械需要の拡大に伴うマーケットの伸張や、新興国メーカーの台頭によるコスト競争の進行、技術の汎用化等が進んでいると認識しております。

こうした環境の中、対象者は、平成 23 年３月に中期経営計画「グローバル・アクション 2013」を策定し、『グローバル化へのスピード&チャレンジ』をスローガンに、事業環境の変化に対応できる強靭な企業体質を創りあげることを基本方針として、以下のような課題に取り組んでいます。

ⅰ. 減速機事業
国内市場で安定した収益の確保と海外市場開拓
- 主力製品のモデルチェンジと新製品開発
- 特定顧客向けの特注減速機の受注拡大
- 中国を中心としたアジアでの市場開拓
- 中国製造子会社の基盤づくり（現地調達の拡大）

ⅱ. 歯車事業
安定収益事業への変革
- ロボット・工作機械・自動車業界への積極的営業活動
- 精密歯車の生産能力の向上
- ものづくりの効率化推進
- 新歯車技術の開発

また、上記に加え今後の新たな成長分野開拓のため、既存技術を活用して太陽光追尾システムやモータ駆動に適した燃料電池の開発に着目し、研究開発に取り組んでおります。

当社と対象者は、工業用ミシン事業での対象者の創業以来の取引関係や北米における減速機事業での販売協力など、資本提携先として一定の協力関係にありましたが、対象者を取り巻く業界環境が変化する中で、事業ポートフォリオの拡充を目指す当社がグローバル展開力強化を経営課題とする対象者との関係を強化することで、シナジー効果を生み出せるのではないかと考え、平成 24 年８月頃から、従来の提携関係をより緊密にし、両社の企業価値の向上を図ることについて具体的な協議を開始し、継続してまいりました。その

結果、当社及び対象者は、本公開買付けを通じて当社と対象者との一層の資本関係の強化を行うことが、以下に示すように両社における事業基盤の更なる強化を進めることを可能とし、対象者、ひいては当社グループ全体の企業価値向上に寄与するとの結論に至り、当社は平成 24 年 12 月 4 日開催の取締役会において、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

第一に、対象者においては、当社のグローバルネットワークを活用した海外展開が可能になります。現在、対象者は、北米においては販売拠点 1 箇所を有し、当社の販売協力を得ております。また、中国において生産拠点及び販売拠点それぞれ 1 箇所ずつを有し、その他の海外諸国においては日本から海外諸国の商社へ輸出する形で海外展開を行っておりますが、対象者製品の海外展開は必ずしも十分なものとはいえない状況です。当社は、全世界で 69 拠点（内、生産拠点 17、販売拠点 52）を有しております。これらの拠点を利用して対象者の製品を製造・販売することで、対象者の製品の海外販売比率の向上を加速させることができます。例えば、すでに当社において販売協力を行っている北米において、より一層その連携体制を強化して売上を拡大できるほか、中国をはじめとしたアジアや欧州地域への展開においても、当社の販売・生産拠点を活用できるものと考えております。一方、当社にとっても、当社のグローバルネットワークのさらなる有効活用が可能となるだけでなく、対象者製品をグループの新たな取扱製品として位置づけ、グローバルに売上拡大を図ることができます。

また、対象者の中国における生産基盤の強化を図ることができるものと考えております。対象者は平成 24 年 1 月より、中国常州における生産活動を本格的に開始しております。当社においても、1990 年代前半より中国生産拠点の設立を進め、中国独自の社会環境に適した生産運営ノウハウを構築してまいりました。具体的には人材の採用・教育のシステム、部材調達のネットワーク等を有するに至っており、現地運営の経験豊富な人材も多数擁しております。このようなノウハウの伝授と人材サポートによって、対象者の中国における生産体制を強化することができると考えております。

更に、当社は、新規事業の育成・拡大に注力しており、両社の技術力、開発基盤を活用した共同開発に取り組むことにより、新規事業立上げのスピードアップが図れるものと期待しております。また、現在対象者も、前述の通り、コア技術力を新たな需要及び用途に展開すべく、太陽光追尾システムやモータ駆動に適した燃料電池の開発に取り組んでおり、対象者の新規事業に対して、アライアンス先の紹介や、新製品立ち上げのサポート等、様々な形で当社事業基盤を活用できるものと考えております。

その他、工業用ミシンや工作機械を手がける当社マシナリー・アンド・ソリューション事業においては、すでに部品取引関係があり、対象者が新製品の開発段階から当社とともに取り組むこと等により、両社間の取引拡大が図れるものと考えております。

このように、当社は、本公開買付けを通じ、長い歴史の中で培われた両社の信頼関係を土台としたより強固な資本関係を構築することによって、グローバルネットワークの更なる有効活用、新規事業に繋がる開発基盤の強化、部品事業への進出による事業ポートフォリオの拡大を実現させ、両社の企業価値を高めることができるものと考えております。なお、当社は現状、本公開買付け実施後も、対象者の継続的な成長を実現するために現在の経営陣及び従業員の皆様には、引き続き事業運営の中核として事業の発展に尽力してもらいたいと考えております。また現時点では、役員構成等のガバナンス体制の変更等は考えておりませんが、将来的には役員の派遣も含めた人材交流の検討を進めていき、より一層の事業協力を深めていく方針です。

（3）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

対象者は、現在において当社の子会社ではありませんが、当社は対象者株式 6,523,267 株（所有割合 23.54%）を所有し、対象者を当社の持分法適用関連会社としていることから、当社及び対象者は、本公開買付けにおける対象者株式の１株当たりの買付価格（以下、「本公開買付価格」といいます。）の公正性を担保するために、それぞれ以下の措置をとっております。

① 当社による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるＧＣＡサヴィアン株式会社（以下、「ＧＣＡサヴィアン」といいます。）に本公開買付価格の決定の参考とするために対象者の株式価値の評価を依頼しました。

ＧＣＡサヴィアンは、市場株価平均法及びディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「ＤＣＦ法」といいます。）の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社は平成 24 年 12 月３日にＧＣＡサヴィアンから「株式価値評価書」の提出を受けております。上記各手法において算定された、対象者株式１株当たりの価値の範囲の詳細は以下の通りです。

市場株価平均法	：	697 円～720 円
ＤＣＦ法	：	987 円～1,262 円

市場株価平均法では、平成 24 年 12 月３日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における対象者株式の基準日終値、直近１ヶ月、直近３ヶ月及び直近６ヶ月の各期間における単純平均株価（終値）（それぞれ 715 円、697 円、702 円、720 円）を基に、１株当たりの株式価値の範囲を算定しております。

ＤＣＦ法では、対象者の事業計画、対象者へのマネジメント・インタビュー及び直近までの業績の動向等を考慮した平成 25 年３月期以降の対象者の将来の収益予測に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を分析し、１株当たりの株式価値の範囲を算定しております。なお、ＤＣＦ法による分析に用いた対象者の業績見込において大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。

当社は、上記株式価値評価書の内容を参考に、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、当社において実施した買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果、対象者株式の市場株価の動向、及び応募株数の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉を経て、本日開催の取締役会において、本公開買付価格を１株当たり 1,100 円とすることを決定いたしました（なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。）。

本公開買付価格 1,100 円は、当社による本公開買付けの開始についての公表日の前営業日である平成 24 年 12 月３日の東京証券取引所市場第二部における対象者株式の普通取引終値の 715 円に対して 53.85%、平成 24 年 11 月５日から平成 24 年 12 月３日までの過去１ヶ月間の普通取引終値の単純平均値 697 円（小数点以下四捨五入）に対して 57.82%、平成 24 年９月４日から平成 24 年 12 月３日までの過去３ヶ月間の普通取引終値の単純平均値 702 円（小数点以下四捨五入）に対して 56.70%、平成 24 年６月４日から平成 24 年 12 月３日までの過去６ヶ月間の普通取引終値の単純平均値 720 円（小数点以下四捨五入）に対して 52.78%のプレミアムをそれぞれ加えた金額になります。

② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、本公開買付価格の公正性・妥当性を担保するための基礎資料として、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である日比谷監査法人に対象者の株式価値の算定を依頼し、日比谷監査法人から平成 24 年 12 月３日に対象者の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者は、日比谷監査法人から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

日比谷監査法人は、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

対象者プレスリリースによれば、日比谷監査法人は、市場株価法及びＤＣＦ法の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行ったとのことです。

上記各手法において算定された対象者株式１株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価法	：	689 円～721 円
ＤＣＦ法	：	1,066 円～1,245 円

市場株価法では、算定基準日を平成 24 年 11 月 30 日として、東京証券取引所市場第二部における対象者株式の直近１ケ月間の出来高加重平均値（689 円、ただし小数点以下を四捨五入）、直近３ケ月間の出来高加重平均値（698 円、ただし小数点以下を四捨五入）及び直近６ヶ月間の出来高加重平均値（721 円、ただし小数点以下を四捨五入）を基に、対象者株式１株当たりの株式価値の範囲を 689 円から 721 円までと算定しているとのことです。

ＤＣＦ法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向及び事業環境等の諸要素を考慮した平成 25 年３月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者株式１株当たりの株式価値の範囲を 1,066 円から 1,245 円までと算定しているとのことです。なお、ＤＣＦ法による分析に用いた対象者の業績見込において大幅な増減益を見込んでいる事業年度はないとのことです。

③ 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに係る審議に慎重を期し、対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、対象者及び当社から独立したリーガル・アドバイザーであるシティユーワ法律事務所を選任し、本公開買付けに対する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程等に関する法的助言を得ているとのことです。

④ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、当社からの本公開買付けの提案を受け、対象者の企業価値向上に関する検討、当社の意向、日比谷監査法人より取得した対象者の株式価値算定書、シティユーワ法律事務所から得た法的助言その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件、対象者が当社の連結子会社となることによるシナジー効果等を総合的に考慮し、慎重に協議及び検討した結果、当社のグローバルネットワークの活用、当社による中国における生産活動の支援、当社との新規事業の共同開発の推進、当社からの部品調達の拡大といったシナジー効果を得ることが対象者にとっての最善の選択であり、対象者の企業価値を高め、ひいては株主価値向上に資するものと判断し、本日開催の取締役会において、長谷川友之氏を除く取締役６人の全員一致で、本公開買付けに賛同する旨の決議をしたとのことです。

もっとも、本公開買付けは対象者の株主の皆様に対象者株式の売却の機会を提供するものではありますが、対象者の株主の皆様が本公開買付けに対しその保有する対象者株式を応募することを希望しない場合にはこれに応募しないことができるものです。また、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図したものではなく、現時点において、本公開買付け後も引き続き対象者株式を東京証券取引所又は名古屋証券取引所において売却する機会が維持されることになります。これらの点から、対象者取締役会は、日比谷監査法人より取得した株式価値算定書に照らせば、本公開買付価格は妥当と考えられるものの、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることも、あわせて決議したとのことです。

なお、対象者の社外取締役である長谷川友之氏は、当社の執行役員を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、対象者の取締役会におけるすべての本公開買付けに関する議題の審議及び決議に参

加しておらず、また、対象者の立場において本公開買付けに関する当社との協議・交渉には参加していないとのことです。

⑤ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

当社は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下、「公開買付期間」といいます。）について、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、30 営業日としております。公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、当社以外にも買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付けの公正性を担保しております。

また、当社と対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

（4）本公開買付け後の株券等の取得予定

当社は、対象者を連結子会社化することを企図しており、現時点において、本公開買付けによりその目的を達した場合には、本公開買付け後に対象者株式を追加で取得することは予定しておりません。

（5）本公開買付けによる上場廃止の可能性の有無

対象者株式は、東京証券取引所市場第二部及び名古屋証券取引所市場第二部に上場しておりますが、本公開買付けは、買付予定数の上限（10,162,200 株）を設定しておりますので、本公開買付け後の、当社の対象者株式の所有株式数は、最大で 16,685,467 株（所有割合 60.22%）にとどまる予定です。従って、本公開買付けの成立後も、対象者株式は、引き続き上場が維持される予定です。

２．買付け等の概要

（１）対象者の概要

①	名称	株式会社ニッセイ
②	所在地	愛知県安城市和泉町井ノ上１番地１
③	代表者の役職・氏名	代表執行役　執行役社長　藤井　明
④	事業内容	減速機、歯車の製造・販売並びに不動産賃貸事業
⑤	資本金	3,475 百万円（平成 24 年９月 30 日現在）
⑥	設立年月日	昭和 17 年３月 12 日
⑦	大株主及び持株比率 （平成 24 年９月 30 日現在）	ブラザー工業株式会社　22.34% 株式会社ニッセイ　5.00% 日本生命保険相互会社　3.72% ニッセイ取引先持株会　3.64% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）　3.61% 安井　寛子　2.99% 住友生命保険相互会社　2.68% （常任代理人　日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社） 株式会社三井住友銀行　2.12% 安井　兼義　1.96% 安井　正治　1.33%

⑧　上場会社と対象者の関係

資本関係	当社は、対象者株式を 6,523,267 株（平成 24 年９月 30 日現在の対象者の発行済株式総数 29,194,673 株（自己株式数（1,460,400 株）及び単元未満株式数（24,873 株）を含みます。）に対する所有割合 22.34%（小数点以下第三位を四捨五入）を所有し、対象者を持分法適用関連会社としております。
人的関係	当社の執行役員１名（長谷川友之）が対象者の社外取締役を兼務しております。
取引関係	当社は、対象者から減速機・歯車等の製品を購入しております。
関連当事者への該当状況	対象者は、当社の持分法適用関連会社であり、関連当事者に該当します。

（２）日程等

①　日程

取締役会決議	平成 24 年 12 月４日（火曜日）
公開買付開始公告日	平成 24 年 12 月５日（水曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/）
公開買付届出書提出日	平成 24 年 12 月５日（水曜日）

②　届出当初の買付け等の期間

平成 24 年 12 月５日（水曜日）から平成 25 年１月 23 日（水曜日）まで（30 営業日）

③　対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

（3）買付け等の価格

普通株式１株につき、1,100 円

（4）買付け等の価格の算定根拠等

①　算定の基礎

当社は、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるＧＣＡサヴィアンに本公開買付価格の決定の参考とするために対象者の株式価値の評価を依頼しました。

ＧＣＡサヴィアンは、市場株価平均法及びＤＣＦ法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社は平成 24 年 12 月３日にＧＣＡサヴィアンから「株式価値評価書」の提出を受けております。上記各手法において算定された、対象者株式１株当たりの価値の範囲の詳細は以下の通りです。

市場株価平均法　　：　697 円～720 円
ＤＣＦ法　　：　987 円～1,262 円

市場株価平均法では、平成 24 年 12 月３日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における対象者株式の基準日終値、直近１ヶ月、直近３ヶ月及び直近６ヶ月の各期間における単純平均株価（終値）（それぞれ 715 円、697 円、702 円、720 円）を基に、１株当たりの株式価値の範囲を算定しております。

ＤＣＦ法では、対象者の事業計画、対象者へのマネジメント・インタビュー及び直近までの業績の動向等を考慮した平成 25 年３月期以降の対象者の将来の収益予測に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を分析し、１株当たりの株式価値の範囲を算定しております。なお、ＤＣＦ法による分析に用いた対象者の業績見込において大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。

当社は、上記株式価値評価書の内容を参考に、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、当社において実施した買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果、対象者株式の市場株価の動向、及び応募株数の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉を経て、本日開催の取締役会において、本公開買付価格を１株当たり 1,100 円とすることを決定いたしました（なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。）。

本公開買付価格 1,100 円は、当社による本公開買付けの開始についての公表日の前営業日である平成 24 年 12 月３日の東京証券取引所市場第二部における対象者株式の普通取引終値の 715 円に対して 53.85%、平成 24 年 11 月５日から平成 24 年 12 月３日までの過去１ヶ月間の普通取引終値の単純平均値 697 円（小数点以下四捨五入）に対して 57.82%、平成 24 年９月４日から平成 24 年 12 月３日までの過去３ヶ月間の普通取引終値の単純平均値 702 円（小数点以下四捨五入）に対して 56.70%、平成 24 年６月４日から平成 24 年 12 月３日までの過去６ヶ月間の普通取引終値の単純平均値 720 円（小数点以下四捨五入）に対して 52.78%のプレミアムをそれぞれ加えた金額になります。

②　算定の経緯

（本公開買付価格の決定に至る経緯）

当社は、明治41年にミシンの修理業で創業し、昭和９年に日本ミシン製造株式会社として設立されました。創業から一世紀以上にわたり、時代の変化を捉え、独自の製品やサービスを提供しております。

現在ではプリンターや複合機といった情報通信機器等の製造・販売を行う「プリンティング・アンド・ソリューションズ事業」、家庭用ミシン等の製造・販売を行う「パーソナル・アンド・ホーム事業」、工業用ミシン及び工作機械等の製造・販売を行う「マシナリー・アンド・ソリューション事業」並びに業務用カラオケ機器の製造・販売・サービス提供及びコンテンツ配信サービス等を行う「ネットワーク・アンド・コンテンツ事業」の、主として４事業分野を展開しております。これらに加えて、主力事業である情報通信機器とクラウドを連携させる新たなWebサービスを展開し、当社製品の価値を更に高めることで、事業規模の拡大を図っております。また、昭和29年に米国に販売会社を設立して以降、積極的に海外展開を行い、現在40以上の国と地域に拠点を置き、グローバルに事業活動を行っております。

一方、対象者は、戦時中の昭和17年に、国内では生産が難しいとされていたミシン針や、ミシン部品を当社に製造供給する目的で、名古屋市瑞穂区に「日本ミシン針製造株式会社」として設立されました。その後、歯車及び減速機事業へとコア事業を転換し、独自の発展と成長をしております。昭和60年に名古屋証券取引所市場第二部へ、また、平成15年には東京証券取引所市場第二部への株式上場を果たしました。当社は、昭和40年に対象者の発行済株式総数の16.67%にあたる株式を取得して以来、対象者の株主として、対象者との間に資本関係を構築してまいりました。

その後、小型ギアモータをはじめとする減速機事業において、豊富な製品バリエーションや特注品対応力を有するとともに、歯車事業における各種小型歯車生産力や一貫生産能力などを強みとすることで、顧客からの支持を得て、業績は堅調に推移しております。

このような状況にある一方、対象者が属す業界においては、国内市場の成長が鈍化する反面、中国をはじめとする新興国における産業機械需要の拡大に伴うマーケットの伸張や、新興国メーカーの台頭によるコスト競争の進行、技術の汎用化等が進んでいると認識しております。

当社と対象者は、工業用ミシン事業での対象者の創業以来の取引関係や北米における減速機事業での販売協力など、資本提携先として一定の協力関係にありましたが、対象者を取り巻く業界環境が変化する中で、事業ポートフォリオの拡充を目指す当社がグローバル展開力強化を経営課題とする対象者との関係を強化することで、シナジー効果を生み出せるのではないかと考え、平成24年８月頃から、従来の提携関係をより緊密にし、両社の企業価値の向上を図ることについて具体的な協議を開始し、継続してまいりました。その結果、当社及び対象者は、本公開買付けを通じて当社と対象者との一層の資本関係の強化を行うことが、両社における事業基盤の更なる強化を進めることを可能とし、対象者、ひいては当社グループ全体の企業価値向上に寄与するとの結論に至り、当社は本日開催の取締役会において、本公開買付けを実施することとし、以下の経緯により、本公開買付価格を決定いたしました。

ⅰ.　算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるＧＣＡサヴィアンに本公開買付価格の決定の参考とするために対象者の株式価値の評価を依頼しました。

ⅱ.　当該意見の概要

ＧＣＡサヴィアンによる対象者株式１株当たりの価値の範囲の詳細は以下の通りです。

市場株価平均法	：	697円～720円
ＤＣＦ法	：	987円～1,262円

ⅲ.　当該意見を踏まえて本公開買付価格を決定するに至った経緯

当社は、ＧＣＡサヴィアンから取得した株式価値評価書の内容を参考に、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、当社におい

て実施した買収監査（デュー・ディリジェンス）の結果、対象者株式の市場株価の動向、及び応募株数の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉を経て、本日開催の取締役会において、本公開買付価格を１株当たり 1,100 円とすることを決定いたしました（なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。）。

（本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置）

前記「１．買付け等の目的等」の「（３）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」をご参照ください。

③ 算定機関との関係

当社のフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）であるＧＣＡサヴィアンは、当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

（５）買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
10,162,200 株	7,608,500 株	10,162,200 株

（注１）応募株券等の総数が買付予定数の下限（7,608,500株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。ただし、応募株券等の総数が買付予定数の上限（10,162,200株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の13第５項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

（注２）単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

（注３）本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

（６）買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	65,232 個	（買付け等前における株券等所有割合 23.54%）
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	12,380 個	（買付け等前における株券等所有割合 4.47%）
買付予定の株券等に係る議決権の数	101,622 個	（買付け等後における株券等所有割合 64.68%）
対象者の総株主等の議決権の数	277,094 個	

（注１）「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数（10,162,200株）に係る議決権の数を記載しております。

（注２）「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（ただし、特別関係者のうち法第27条の２第１項各号における株券等所有割合の計算において府令第３条第２項第１号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

（注３）「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が本四半期報告書に記載された平成24年９月30日現在の総株主の議決権の数（１単元の株式数を100株として記載されたもの）です。

（注４）「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

（７）買付代金　　11,178 百万円

（注）買付代金は、買付予定数（10,162,200 株）に本公開買付価格（1,100 円）を乗じた金額を記載しております。

（８）決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

野村證券株式会社　　東京都中央区日本橋一丁目９番１号

② 決済の開始日

平成 25 年１月 30 日（水曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。なお、野村ネット＆コールにおいて書面の電子交付等に承諾されている場合には、野村ネット＆コールのウェブサイト(https://nc.nomura.co.jp/)にて電磁的方法により交付します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

④ 株券等の返還方法

後記「（９）その他買付け等の条件及び方法」の「① 法第 27 条の 13 第４項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、公開買付期間の末日の翌々営業日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、公開買付代理人の応募株主等口座上で、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します（株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、応募の受付をされた公開買付代理人の本店又は全国各支店にご確認ください。）。

（９）その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第４項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限（7,608,500 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限（10,162,200 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第 27 条の 13 第５項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に１単元（100 株）未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる１単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき１単元（追加して１単元の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数）の応募株券等の買付けを行います。ただし、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付けを行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる１単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を１単元（あん分比例の方式により計算される買付株数に１単元未満の株数の部分がある場合は当該１単元未満の株数）減少させるものとします。ただし、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主等を決定します。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下、「令」といいます。）第14条第１項第１号イないしリ及びヲないしソ、第３号イないしチ及びヌ、第４号並びに同条第２項第３号ないし第６号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第14条第１項第３号ヌにおける、同号イからリまでに掲げる事由に準ずる事項として、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合を指定いたします。

また、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。その後の改正を含みます。以下、「独占禁止法」といいます。）第 10 条第２項に基づく公正取引委員会に対する本公開買付けによる株式取得に関する計画の事前届出に対し、公正取引委員会から独占禁止法第 17 条の２第１項に基づく排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間が満了しない場合、排除措置命令の事前通知がなされた場合、及び、独占禁止法第 10 条第１項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第 14 条第１項第４号の「許可等」を得られなかったものとして本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の６第１項第１号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第 13 条第１項に定める行為を行った場合には、府令第 19 条第１項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は全国各支店に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下、「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。なお、野村ネット&コールにおいて応募された契約の解除は、野村ネット&コールのウェブサイト（https://nc.nomura.co.jp/）上の操作又は解除書面の送付により行ってください。野村ネット&コールのウェブサイト上の操作による場合は当該ウェブサイトに記載される方法に従い、公開買付期間末日の15時30分までに解除手続を行ってください。解除書面の送付による場合は、予め解除書面を野村ネット&コール カスタマーサポートに請求したうえで、野村ネット&コール宛に送付してください（公開買付けに応募した際に公開買付代理人より受付票が交付されていた場合は、当該受付票を解除書面に添付してください。）。野村ネット&コールにおいても、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到着することを条件とします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

解除書面を受領する権限を有する者

野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目９番１号 （その他の野村證券株式会社全国各支店）

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法 27 条の６第１項及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、法第 27 条の８第 11 項ただし書に規定する場合を除き、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第９条の４及び府令第 30 条の２に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成 24 年 12 月５日（水曜日）

(11) 公開買付代理人

野村證券株式会社　　東京都中央区日本橋一丁目９番１号

３．公開買付け後の方針等及び今後の見通し

（１）本公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針等については、「１．買付け等の目的等」の「（２）本公開買付けを実施する背景

及び理由並びに本公開買付け後の経営方針」、「（４）本公開買付け後の株券等の取得予定」及び「（５）本公開買付けによる上場廃止の可能性の有無」をご参照ください。

（２）今後の業績への見通し

本公開買付けによる今期業績予想に与える影響は現在精査中であり、今後、業績予想修正の必要性及び公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

４．その他

（１）公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

①公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、当社からの本公開買付けの提案を受け、対象者の企業価値向上に関する検討、当社の意向、日比谷監査法人より取得した対象者の株式価値算定書、シティユーワ法律事務所から得た法的助言その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件、対象者が当社の連結子会社となることによるシナジー効果等を総合的に考慮し、慎重に協議及び検討した結果、当社のグローバルネットワークの活用、当社による中国における生産活動の支援、当社との新規事業の共同開発の推進、当社からの部品調達の拡大といったシナジー効果を得ることが対象者にとっての最善の選択であり、対象者の企業価値を高め、ひいては株主価値向上に資するものと判断し、本日開催の取締役会において、長谷川友之氏を除く取締役６人の全員一致で、本公開買付けに賛同する旨の決議をしたとのことです。

もっとも、本公開買付けは対象者の株主の皆様に対象者株式の売却の機会を提供するものではありますが、対象者の株主の皆様が本公開買付けに対しその保有する対象者株式を応募することを希望しない場合にはこれに応募しないことができるものです。また、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図したものではなく、現時点において、本公開買付け後も引き続き対象者株式を東京証券取引所又は名古屋証券取引所において売却する機会が維持されることになります。これらの点から、対象者取締役会は、日比谷監査法人より取得した株式価値算定書に照らせば、本公開買付価格は妥当と考えられるものの、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることも、あわせて決議したとのことです。

なお、対象者の社外取締役である長谷川友之氏は、当社の執行役員を兼務しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、対象者の取締役会におけるすべての本公開買付けに関する議題の審議及び決議に参加しておらず、また、対象者の立場において本公開買付けに関する当社との協議・交渉には参加していないとのことです。

②本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び理由並びに本公開買付け後の経営方針

上記「１．買付け等の目的等」の「（２）本公開買付けを実施する背景及び理由並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

③本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

上記「１．買付け等の目的等」の「（３）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」をご参照ください。

（２）投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

該当事項はありません。

以　上

＜その他注意事項＞

・このプレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第 167 条第 3 項及び同施行令第 30 条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、本書面の発表（平成 24 年 12 月４日午後、東京証券取引所の適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された時刻）から 12 時間を経過するまでは、株式会社ニッセイの株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意ください。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

・このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

・このプレスリリースには、株式会社ニッセイ株式を取得した場合における、当社の経営陣の考え方に基づく、事業展開の見通しを記載しています。実際の結果は多くの要因によって、これらの見込みから大きく乖離する可能性があります。

・本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係るプレスリリース又は関連する書類は米国においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

・米国の居住者に対しては、また、米国内においては、有価証券又はその他同等物の買受けの勧誘は行っておらず、米国の居住者が、また、米国内から、当社に対してこれらを送ってきたとしてもお受けしません。

・国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。